

## 松伏町子ども・子育て支援審議会条例（平成25年3月14日条例第4号）

## （設置）

第1条 子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第3項の規定に基づき、松伏町子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## （所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事務に関する事項
- （2）前号のほか、子ども・子育て支援に関する事項

## （組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）児童福祉関係者
- （2）教育関係者
- （3）子ども・子育て支援に関し学識経験がある者
- （4）公募による町民
- （5）子どもの保護者
- （6）事業主を代表する者
- （7）労働者を代表する者
- （8）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

## （委員の任期）

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

## （会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## （庶務）

第7条 審議会の庶務は、福祉健康課において処理する。

## （委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

## （施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年松伏村条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て支援審議会委員	日額 5,800円
----------------	-----------

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）（抄）

（特定教育・保育施設の確認）

第31条（略）

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第43条（略）

2 （略）

- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条（略）

2～6 （略）

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第62条（略）

2～4

- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第4項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第77条市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
  - (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
  - (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
  - (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- (1) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。
  - (2) 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。